

平成22年3月19日  
第2164号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目次

### 規 則

- 秋田県の景観を守る条例施行規則の一部を改正する規則（2・都市計画課）……………1
- 秋田県公舎管理規則の一部を改正する規則（3・公共建築物活用室）……………1

### 告 示

- 争議行為の予告（127・雇用労働政策課）……………2
- 建設業の許可の取り消し（128・鹿角地域振興局総務企画部）……………2
- 道路区域の変更（129・鹿角地域振興局建設部）……………3
- 道路の供用開始（130・北秋田地域振興局建設部）……………3
- 道路の供用開始（131・山本地域振興局建設部）……………3
- 建設業の許可の取り消し（132・秋田地域振興局総務企画部）……………3
- 道路区域の変更（133・雄勝地域振興局建設部）……………4

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民文化政策課）……………4
- 土地改良事業工事の完了の届出（北秋田地域振興局農林部）……………5
- 土地改良区の定款変更の認可（平鹿地域振興局農林部）……………5
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（警察本部会計課）……………5

### 公安委員会規則

- 秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（2・警務課）……………5

### 公安委員会告示

- 雑踏警備業務に係る検定の実施（26・生活安全企画課）……………6

## 規 則

秋田県の景観を守る条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十二年三月十九日

秋田県知事 佐竹敬久

### 秋田県規則第二号

秋田県の景観を守る条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県の景観を守る条例施行規則（平成五年秋田県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。  
第八条中第十五号を削り、第十六号を第十五号とする。

### 附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

秋田県公舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十二年三月十九日

秋田県知事 佐竹敬久

### 秋田県規則第三号

秋田県公舎管理規則の一部を改正する規則

秋田県公舎管理規則（昭和四十四年秋田県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「、総務企画部長」及び「、農林水産部長」を削る。

第四条第二項中「総務企画部長、」及び「、農林水産部長」を削る。

別表総務企画部長の項を削り、同表学術国際部長の項中

県立大学世帯用 公舎	公立大学法人秋田県立大学に勤務する 職員で、同居する親族を有するもの
水産振興セン	農林水産技術センター水産振興セン

ター世帯用公舎	ターに勤務する職員で、同居する親族を有するもの
---------	-------------------------

を 「

県立大学世帯用公舎	公立大学法人秋田県立大学に勤務する職員で、同居する親族を有するもの
-----------	-----------------------------------

」 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

秋田県告示第127号

平成22年3月8日秋田県厚生連労働組合中央執行委員長中村秀也から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定に基づき、公表する。

平成22年3月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 事件

- (1) 湖東総合病院に関する事
- (2) 要員確保に関する事
- (3) 賃金に関する事
- (4) 労働条件に関する事
- (5) その他

2 日時

平成22年3月24日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたって行う。

3 場所

- |                   |          |
|-------------------|----------|
| 鹿角市花輪字八正寺13番地     | 鹿角組合総合病院 |
| 北秋田市花園町10番5号      | 北秋中央病院   |
| 能代市落合字上前田地内       | 山本組合総合病院 |
| 南秋田郡八郎潟町川崎字貝保37番地 | 湖東総合病院   |
| 秋田市飯島西袋一丁目1番1号    | 秋田組合総合病院 |
| 由利本荘市川口字家後38番地    | 由利組合総合病院 |
| 大仙市大曲通町1番地30号     | 仙北組合総合病院 |
| 横手市前郷字八ツ口3番1      | 平鹿総合病院   |
| 湯沢市山田字勇ヶ岡25番地     | 雄勝中央病院   |
| 秋田市八橋南二丁目10番16号   | 秋田県厚生連本所 |

4 概要

救急外来患者、入院中の重症患者、人工透析、検診、人間ドック、訪問看護、リハビリ教室、デイケア、予約検査のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第128号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年3月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 処分をした年月日

平成22年3月8日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

東北木村工機株式会社  
 鹿角郡小坂町小坂鉦山字栗平1番地  
 代表取締役 堂 上 英 隆  
 秋田県知事許可（般-20）第14060号

3 処分の内容

塗装工事業に係る一般建設業許可の取り消し

#### 4 処分の原因となった事実

平成22年3月8日付けで塗装工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

### 秋田県告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成22年3月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

#### 1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	大館十和田湖線	鹿角郡小坂町上向字藤原35番2から34番2まで	14.00～57.20	0.153
	新	大館十和田湖線	〃	14.00～57.20	0.153

#### 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 鹿角地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成22年3月19日から同年4月1日まで

### 秋田県告示第130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成22年3月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

#### 1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	大館十和田湖線	大館市字大田面402番2から338番2まで

#### 2 供用開始の期日 平成22年3月31日

#### 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 北秋田地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成22年3月19日から同年4月1日まで

### 秋田県告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成22年3月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

#### 1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	能代五城目線	能代市松山字小間木22番5から中沢字柏台69番2地先まで

#### 2 供用開始の期日 平成22年3月19日

#### 3 供用開始の区間を公表した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 山本地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成22年3月19日から同年4月1日まで

### 秋田県告示第132号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年3月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1(1) 処分をした年月日  
平成22年3月4日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
合資会社佐藤工務店  
男鹿市船川港船川字新浜町23番地  
無限責任社員 佐 藤 栄 喜  
秋田県知事許可（般-17）第6951号
- (3) 処分の内容  
土木工事業、管工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- (4) 処分の原因となった事実  
平成22年3月4日付で土木工事業、管工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日  
平成22年3月9日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
東北産業株式会社  
潟上市天王字江川27番地の1  
代表取締役 田 仲 茂  
秋田県知事許可（般-16）第12166号
- (3) 処分の内容  
消防施設工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- (4) 処分の原因となった事実  
平成22年3月9日付で消防施設工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

### 秋田県告示第133号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成22年3月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

#### 1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
一般 国道	旧	108号	湯沢市秋ノ宮字磯65番1地先から21番1地先まで	8.80～21.00	0.126
	新	108号	〃	14.80～24.80	0.126

#### 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 雄勝地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成22年3月19日から同年4月1日まで

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年3月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日  
平成22年3月8日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 高次脳機能障害 当事者会 不思議の国のアリスin AKITA

## 3 代表者の氏名

三 浦 ゆう子

## 4 主たる事務所の所在地

秋田市牛島東二丁目1番7号

## 5 定款に記載された目的

この法人は、高次脳機能障害の患者とその家族に対して、ボランティアと共に親睦とリハビリ・情報交換等に関する事業を行い、高次脳機能障害を社会に広く理解してもらい、自立、社会復帰を目指し、交流のできる場所を皆で作る事を目的としている。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次の者から土地改良事業に係る工事が次とおり完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年3月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 大館市

完了年月日 平成20年9月30日

事 業 名 土地改良事業（寺の沢地区基盤整備事業）

## 2 大館市南土地改良区

完了年月日 平成21年1月30日

事 業 名 土地改良事業（真中大堰地区単小規模土地改良事業）

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、横手市宮田土地改良区から申請があった定款変更について、平成22年3月10日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年3月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

特定調達契約について次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、公示する。

平成22年3月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 随意契約に係る委託の名称及び数量

行政処分者及び更新時講習等業務委託 一式

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

秋田県警察本部会計課 秋田市山王四丁目1番5号

## 3 随意契約の相手方を決定した日

平成22年2月8日

## 4 随意契約の相手方の名称及び住所

秋田市山王四丁目1番5号

社団法人 秋田県交通安全協会

## 5 随意契約に係る契約金額

67,654,650円

## 6 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定に該当するため。

## 公 安 委 員 会 規 則

## 秋田県公安委員会規則第2号

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月19日

秋田県公安委員会委員長 伊 藤 辰 郎

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

秋田県警察の組織に関する規則（昭和45年秋田県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。  
別表第1秋田中央警察署新屋交番の項中「秋田市新屋扇町2番30号」を「秋田市新屋扇町12番40号」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

## 公 安 委 員 会 告 示

### 秋田県公安委員会告示第26号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により、公示する。

平成22年3月19日

秋田県公安委員会委員長 伊 藤 辰 郎

- 1 検定を実施する警備業務の種別及び級  
検定規則第1条第3号に規定する雑踏警備業務に係る1級
- 2 実施日時  
平成22年6月28日（月）午前9時から午後5時まで
- 3 実施場所  
秋田市寺内神屋敷3番1号 秋田県青少年交流センター
- 4 定員  
30人（先着順に受け付け、定員になり次第締め切る。）
- 5 受検資格  
次のいずれにも該当する者
  - (1) 秋田県内に住所を有する者又は秋田県内の営業所に属している警備員
  - (2) 雑踏警備業務2級検定合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- 6 受検申請手続
  - (1) 申請受付期間  
平成22年5月10日（月）から同月14日（金）までの午前9時から午後5時まで
  - (2) 申請場所  
申請者の住所地又は所属する営業所の所在地を管轄する警察署
  - (3) 提出書類等
    - ア 検定申請書 1通
    - イ 秋田県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（住民票の写し、自動車運転免許証の写し等）1通
    - ウ 秋田県外に住所を有し、秋田県内の営業所に属している警備員にあつては、当該営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書） 1通
    - エ 写真 2枚（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
    - オ 雑踏警備業務2級検定合格証明書の写し 1通
    - カ 警備業務従事証明書 1通
    - キ 代理人が提出する場合は、本人からの委任状 1通
  - (4) その他  
検定申請書の提出は、申請者又はその委任を受けた者によることとする。
- 7 手数料  
13,000円  
検定申請書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。ただし、検定申請書を受理した後に申請を取り消した場合又は検定試験を受けなかった場合には、手数料は返還しない。
- 8 検定の方法  
学科試験及び実技試験により行う。  
なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。また、実技試験においても、試験の途中に合格点に達しないこととなった者に対しては、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。
  - (1) 学科試験の内容

- ア 警備業務に関する基本的な事項
  - イ 法令に関すること。
  - ウ 雑踏の整理に関すること。
  - エ 雑踏警備業務の管理に関すること。
  - オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験の内容
- ア 雑踏の整理に関すること。
  - イ 雑踏警備業務の管理に関すること。
  - ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 9 その他
- (1) 検定当日の受付時間は、午前8時30分から午前8時50分までとする。
  - (2) 検定に際しては、受検票、筆記用具、内ズックを持参し、検定を受けやすい服装とすること。
  - (3) 検定について不明の点は、秋田県警察本部生活安全企画課営業指導係（電話018-863-1111、内線3043～3045）又は最寄りの警察署生活安全課に問い合わせること。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL <a href="http://www.matsubarainsatsu.co.jp/">http://www.matsubarainsatsu.co.jp/</a>
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号